

平成29年12月26日

大和市長 大木 哲 様

大和市行政不服審査会
会長 三 浦 大 介

答 申 書

平成29年8月1日付けで諮問のありました平成29年（審）第1号、第2号及び第3号（以下「本件各審査請求」という。）について、次のとおり答申します。

なお、本文中の「審理員意見書」は別添のとおりです。

1 審査会の結論

- ・ 本件各審査請求について、審理員の審理手続は適正に行われている。
- ・ 本件各審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当である。

2 審理員の審理手続について

(1) 審理員の審理手続経過

審理員が行った審理手続は次のとおり。

- ・ 平成29年3月14日 処分庁へ審査請求書副本送付及び弁明書提出要求
- ・ 同年 3月28日 処分庁から弁明書等受領
- ・ 同年 3月30日 各審査請求人へ弁明書副本送付及び反論書等提出要求
- ・ 同年 4月12日 各審査請求人から反論書受領及び処分庁へ反論書（写し）送付
- ・ 同年 4月25日 審査請求人から口頭意見陳述の申立て及び提出書類等の閲覧等の求め
- ・ 同年 5月 2日 処分庁から弁明書の訂正受領
- ・ 同年 5月 8日 各審査請求人へ弁明書の訂正副本送付、反論書等提出要求（審査請求人から反論書の提出なし）
- 同日 本件各審査請求を併合し、審理関係人に通知
- ・ 同年 6月 4日 口頭意見陳述及び提出書類等の閲覧等実施
- ・ 同年 6月21日 審査請求人から最終反論書受領
- ・ 同年 6月23日 処分庁へ最終反論書（写し）送付

- ・ 同年 7 月 4 日 審理関係人へ審理手続終結通知
- ・ 同年 7 月 18 日 審査庁へ審理員意見書提出

(2) 審査会の判断

本件各審査請求に係る審理員の審理手続に不適正な点は見当たらない。

3 審査庁の諮問時の判断について

(1) 審査庁の判断

ア 事案の概要

審理員意見書「第1 事案の概要」に記載のとおり。

イ 審理関係人の主張の要旨

(ア) 審査請求人の主張の要旨

審理員意見書「第2 1 審査請求人の主張」に記載のとおり。

(イ) 処分庁の主張の要旨

審理員意見書「第2 2 処分庁の主張」に記載のとおり。

ウ 審査庁の判断

(ア) 主文

本件各審査請求を棄却する。

(イ) 理由

審理員意見書のとおり。

(2) 審査会の判断

おおむね審理員意見書に記載のとおり。ただし、審理員意見書の「第1 事案の概要」、「第2 審理関係人の主張の要旨」及び「第3 理由」を次のとおりとする。

【審理員意見書の「第1 事案の概要」】

審査会の判断	審理員意見書
3 請求人らが本件課税を <u>実際に認識</u> するまで、請求人らの母（以下「本件母」という。）が、納税相談及び代理納付を行っていた（(略)）。	3 請求人らが本件課税を <u>了知</u> するまで、請求人らの母（以下「本件母」という。）が、納税相談及び代理納付を行っていた（(略)）。

【審理員意見書の「第2 審理関係人の主張の要旨」】

審査会の判断	審理員意見書
1 審査請求人の主張 (略) (1) 本件課税当時、請求人らはこれを<u>認識せず</u>、それぞれ成人後数年経過してから覚知するに至り、本件税についてはそれぞれ完納した。	1 審査請求人の主張 (略) (1) 本件課税当時、請求人らはこれを<u>了知せず</u>、それぞれ成人後数年経過してから覚知するに至り、本件税についてはそれぞれ完納した。
2 処分庁の主張 (略) (2) 請求人らの成人後については、 (中略) 処分庁としては、これら一連の通知を送付したり処分通知文書が送達されたりしたことで、納税を促す意思表示は請求人ら本人に<u>到達している</u>との認識であった。	2 処分庁の主張 (略) (2) 請求人らの成人後については、 (中略) 処分庁としては、これら一連の通知を送付したり処分通知文書が送達されたりしたことで、納税を促す意思表示は請求人ら本人に<u>到達し、了知された</u>との認識であった。

【審理員意見書の「第3 理由」】

審査会の判断	審理員意見書
2 本件申請が規則第9条第1項第9号の要件に該当して減免すべきかについて (略) (3) イ 本件税等に係る処分庁の通知行為等について 請求人らは、成人後10数年経過するまでそれぞれが本件税等につき<u>認識しなかった</u>のは、処分庁が告知義務を果たさなかったためであり、通知等を送付したとしても実際に請求人らが応答しなかったことから、<u>実際に認識していなかった</u>ことは判断できたはずであると主張する。 (中略) 一般的には本人が当該書類の到達を<u>実際に認識したか</u>の	2 本件申請が規則第9条第1項第9号の要件に該当して減免すべきかについて (略) (3) イ 本件税等に係る処分庁の通知行為等について 請求人らは、成人後10数年経過するまでそれぞれが本件税等につき<u>了知しなかった</u>のは、処分庁が告知義務を果たさなかったためであり、通知等を送付したとしても実際に請求人らが応答しなかったことから、<u>了知されていなかった</u>ことは判断できたはずであると主張する。 (中略) 一般的には本人が<u>実際に当該書類の到達を了知したか</u>の

確認までを要しないと解すべきである。そこで、以下、本件に係る処分庁の通知行為等につき検討する。 (略) (イ) 本件母には、民法第827条による財産の管理における注意義務及び同法第828条による財産の管理の計算の義務があるから、本件税等についても請求人らそれぞれが成人した時点でそれぞれ本件母から告知すべき事項と認められる。 (ウ) 証拠上、請求人らのうち、Bは平成22年、A及びCは同24年までは、<u>現実に認識していなかったこともうかがわれる</u> (証拠3)。(略) (エ) 上記のほか、(中略)もし請求人らに処分庁からの文書等が一切渡っていないとすれば、<u>本件母からの伝達がなかったものと言わざるを得ない</u>。 (略) (カ) なお、平成22年にBが最初に処分庁に問い合わせた際、そこで初めて本件税等につき<u>認識した</u>と見られることは、記録(証拠3)上、当時の担当者も推認できたものと思料される。(略)	確認までを要しないと解すべきである。そこで、以下、本件に係る処分庁の通知行為等につき検討する。 (略) (イ) 本件母には、民法第827条による財産の管理における注意義務及び同法第828条による財産の管理の計算の義務があるから、本件税等についても請求人らそれぞれが成人した時点でそれぞれ本件母から告知すべき事項と認められる。<u>請求人らが主張するとおり、上記に反して本件母から本件税等に係る告知がなかったとしてもそれは家族間の問題であるから、処分庁に責任を押し付けるべきではない。</u> (ウ) 証拠上、請求人らのうち、Bは平成22年、A及びCは同24年に本件税等について初めて<u>了知したものと認められる</u> (証拠3)。(略) (エ) 上記のほか、(中略)もし請求人らに処分庁からの文書等が一切渡っていないとすれば、<u>本件母が何らかの意図をもって伝達しなかったものと思料せざるを得ない</u>。 (略) (カ) なお、平成22年にBが最初に処分庁に問い合わせた際、そこで初めて本件税等につき<u>了知した</u>と見られることは、記録(証拠3)上、当時の担当者も推認できたものと思料される。(略)
---	--

4 調査審議の経過

- (1) 平成29年 8月 1日 諮問書の受領
- (2) 平成29年10月12日 審議